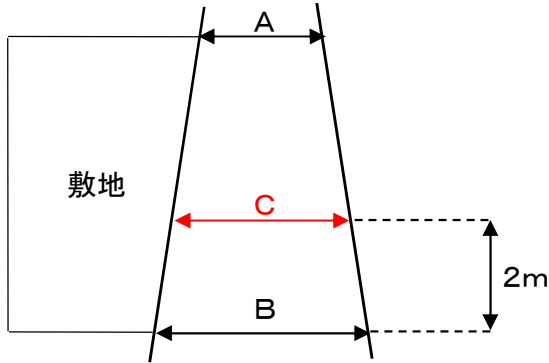


容積率算定の際の道路幅員（前面道路の幅員が一定でない場合）		作成(改訂)日
		平成28年11月1日
関係条文	建築基準法第52条第2項	

下の図のように敷地に接する道路の幅員が一定でない場合



この場合、幅員が広い方(B)から狭い方(A)へ2m進んだ位置の幅員(C)を容積率算定の際の道路幅員とすることができる。  
 (少なくとも、Cの幅員の道路には2m接していると考える。)

ただし、これは原則的な考えのため、さらに複雑な場合は、窓口での個別の相談による。

技術的助言等	
参考文献等	